

国内制度の基本的考え方（案）

平成 13 年 9 月 21 日

1．必要な担保措置

京都議定書の義務

- ・ 2008 年～2012 年までの 5 年間（第 1 約束期間）に温室効果ガスを基準年比で 94%とする（6%削減する）こと。

必要な国内担保措置

- ・ 京都議定書締結の国会承認を求める 2002 年時点で、将来の期間（第 1 約束期間）における温室効果ガスの 6%削減を確実に達成できることが担保されていることが必要。
- ・ ただし、法的拘束力のある京都議定書の目標を達成するための具体的な手法は各国の裁量。

2．制度設計の基本方針

京都議定書の目標を達成するための個々の対策の導入目標・削減量、対策を促進する施策の工程表等が盛り込まれた計画を策定する。

京都議定書の目標達成を確実なものとするため、計画の進捗状況及びその効果について、定期的に評価・検証を行い、十分でない場合の対策の見直しを行うための仕組みを設ける。

制度設計に当たっては、京都メカニズムの活用など費用対効果の高い取組が可能となるような柔軟な仕組みとする。

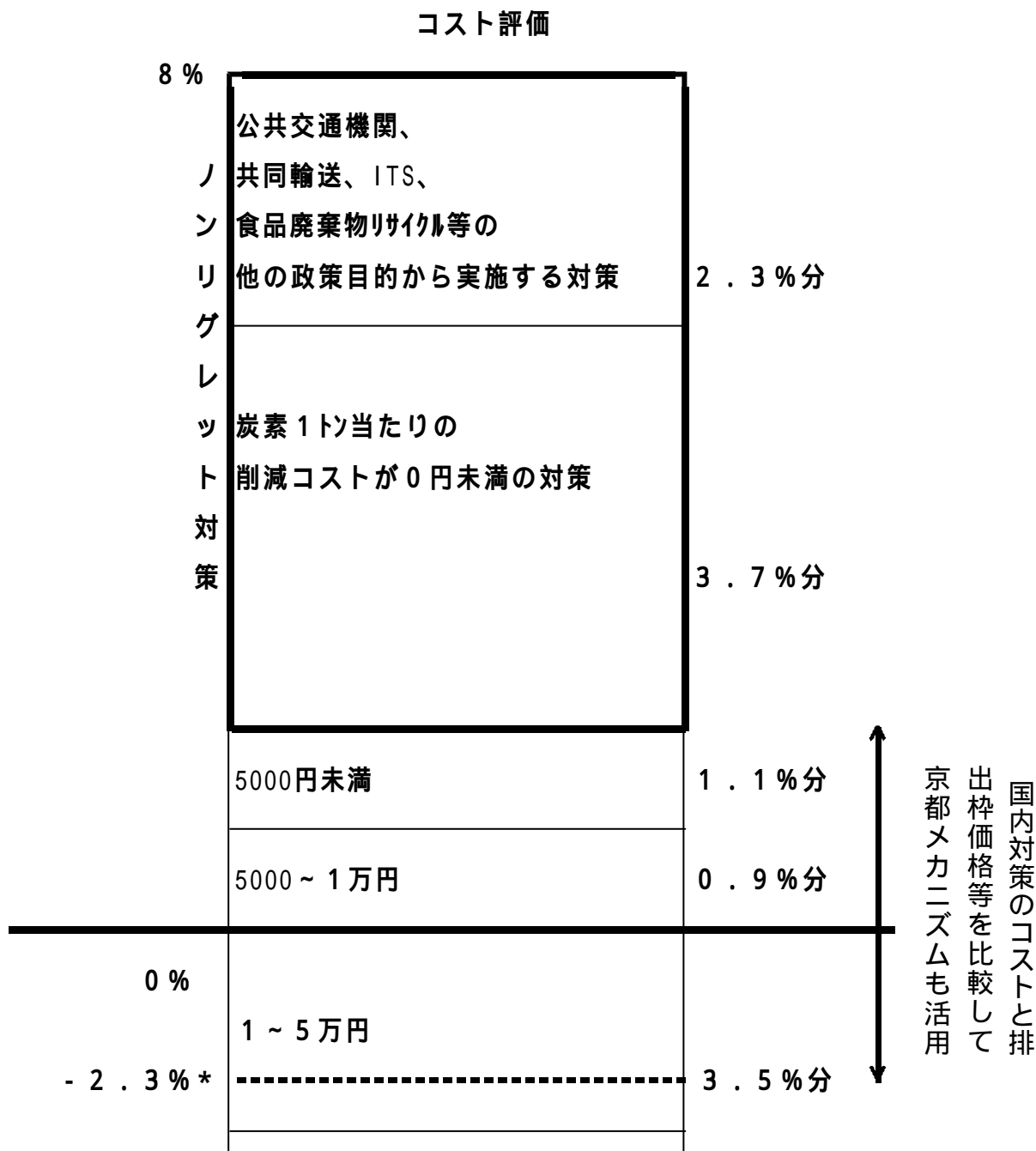
3．担保法案の中核的要素

計画及びその検証・見直しシステム

対策実施主体別の取組を推進するための措置

京都メカニズムを活用するための措置

費用対効果の高い取組の考え方（イメージ）



* ボン合意において認められた我が国の吸収枠を考慮した森林吸収分を差し引いた後の削減目標
(京都議定書の目標 - 6%) - (森林吸収分 3.7%) = - 2.3%